



議案第八十七号

交通事故による損害賠償額の決定について

次のとおり交通事故による損害賠償額を決定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年六月二十六日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十年六月廿六日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

一 事故発生年月日 昭和五十一年五月二十一日

二 事故発生場所 倉吉市福吉町二丁目

(小林電気工事店前)

三 事故当事者 三朝町

(運転者 山根一雄)

四 事故関係者 倉吉市福吉町二丁目

小林 英 穂

倉吉市福吉町二丁目

森 ア ヤ

倉吉市福吉町二丁目

中 江 頼 朝

五 損害賠償額 金二七五、三七三円